

都市計画道路用地の先行取得に関する建築物除却補助金交付要綱

令和8年3月26日
7都市基街第598号

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画道路用地の先行取得に関する運営要綱・同事務実施要領・引取り基準（令和8年4月1日付7都市整管第775号）に基づき、土地所有者に対し、東京都（以下「都」という。）が建築物除却に要する経費を補助するに当たり必要な事項を定めることにより、都市計画道路用地の先行取得の活用促進に寄与することを目的とする。

(通則)

第2条 建築物除却補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び関係通知によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 この要綱の補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、都市計画道路用地の先行取得に関する運営要綱第3条に規定する土地の所有者とする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱の補助対象事業は、都市計画道路用地の先行取得に関する運営要綱第3条に規定する土地に存する建築物の除却工事とする。

ただし、対象となる建築物の部分的な除却が可能な場合は、その除却工事を補助対象事業とする。

(補助対象期間)

第5条 この要綱の補助金の対象とする期間は、令和23年3月31日までとする。

(補助金の交付額)

第6条 この要綱の補助金の交付額は、建築物（工作物、地中杭等を除く。）の解体及び撤去に要した費用の額とする。

ただし、都の予算の範囲内とし、当該建築物の延べ床面積に、次に掲げる単価を乗じて得た額を限度とする。

- (1) 木造建築物の場合 1㎡当たり33,000円
- (2) 非木造建築物の場合 1㎡当たり47,000円

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象者は、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して知事に対し、補助金の交付を申請するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、所要の審査を行い、当該申請の内容が適切であると認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助の条件)

第9条 知事は、前条に規定する補助金の交付決定に当たり、必要な条件を付すことができる。

(申請の撤回)

第10条 補助対象者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議があるときは、この補助金の交付決定を受けた日から14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助対象事業の変更の申請)

第11条 補助金の交付決定を受けた者が補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書（第3号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第12条 知事は、前条に規定する申請があった場合において、その変更内容を審査し、承認したときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額を変更したときは、補助金交付決定額変更通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止の承認申請)

第13条 補助対象者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助対象事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に対し提出するものとする。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業中止（廃止）承認通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(中間報告等)

第14条 知事は、除却工事の完了前においても必要に応じて検査し、又は当該除却工事の進捗状況を補助対象者に報告させるものとする。

(事故報告)

第15条 補助対象者は、除却工事が予定の期間内に完了しない場合又は完了が困難となった場合は、その状況を事故報告書（第7号様式）により知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助対象者に対して

書面により適切な指示をするものとする。

(実績報告)

第16条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業が完了しないまま東京都の会計年度が終了したときは、年度内に実績報告書（第8号様式）に関係書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が、第8条の規定による補助金の交付決定及び第9条の規定による当該交付決定に付した条件に適合するものと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第9号様式）により補助対象者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第18条 知事は、前条の規定による調査の結果、実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助対象者に対し、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 補助対象事業の実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(補助金の請求)

第19条 補助対象者は、都市計画道路用地の先行取得に関する運営要綱第3条に規定する土地の所有権移転登記が完了したときは、第17条の規定により確定した補助金を請求書（第10号様式）により、知事に対して、請求するものとする。

2 知事は、補助対象者から請求書による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 都市計画道路用地の先行取得において、売却申込みを取り下げたとき。
- (2) 他の補助金等を受給し、又はその交付を申請しているとき。
- (3) この補助金の交付の決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象事業を継続することができなくなったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
- (5) 補助対象事業を中止又は廃止したとき。
- (6) この補助金を他の用途に使用したとき。
- (7) 補助対象事業を予定期間内に着手せず、又は完了しないとき。

- (8) この補助金交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は関係法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、補助金の交付決定の取消しを行ったときは、交付決定取消通知書（第11号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助対象者にその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 2 補助対象者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助対象者がこれを納期までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

(違約加算金の計算)

第23条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第25条 補助対象者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請書等の提出先)

第26条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部街路計画課に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、別に定める場合は、この限りでない。